

令和3年度「千葉市習いごと応援キャンペーン」事業に関する覚書

サービス提供事業者： (以下「甲」という。)と「株式会社JTB 千葉支店」(以下「乙」という。)は、令和3年度「千葉市習いごと応援キャンペーン」事業に関連する業務について、次のとおり覚書を締結する。

(覚書の基調)

第1条 甲及び乙は、千葉市が定める令和3年度「千葉市習いごと応援キャンペーン参加事業者募集要項」に則り、本覚書を締結し、日本国の法令を遵守し、この覚書を履行しなければならない。

(「千葉市習いごと応援キャンペーン」事務局の業務内容)

第2条

- 乙は、千葉市との業務委託契約に基づき、「千葉市習いごと応援キャンペーン」事業に関わる甲との事務手続き、及び精算の業務を行う。
- 乙は、甲が提供するサービス(以下、「サービス」)を掲載した「千葉市習いごと応援キャンペーンWEBカタログおよびカタログ冊子」(以下、「カタログ」)を作成する。但し、カタログの記載内容の内、甲が提供するサービスに関する部分の最終的な確認は甲が行うこととし、その内容についての責任は全て甲が負うものとする。
- 乙又は乙の委託先は、カタログを作成するため、甲から写真又はイラスト(以下、「画像」)の提供を受けるが、画像等が第三者の知的財産権を侵害していないかの確認は甲が行うものとする。

(「千葉市習いごと応援キャンペーン」販売・利用期間とサービス提供期間、及び利用対象者について)

第3条

- 「千葉市習いごと応援キャンペーン」の適用期間は、下表のとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束状況などを踏まえ、適用期間を千葉市が変更した場合、甲及び乙はこれに従う。

「千葉市習いごと応援キャンペーン」サービス販売期間	サービス提供期間
令和3年10月1日～令和4年3月11日	令和3年10月1日～令和4年3月31日

- 「千葉市習いごと応援キャンペーン」利用対象者は、下記条件を満たし、且つ上記販売期間に購入した者とする。

- 千葉市内に居住している者。
- 千葉市内に居住はしていないが、勤務先の事業所もしくは通学先の学校が千葉市内に住所を置くもの。

(サービス提供の契約について)

第4条 甲は、本覚書、及び、乙が発行するカタログに記載された条件に基づき、利用者との間でサービス提供についての契約を行い、サービスを提供すること。

(サービス利用に予約を要するものについて)

第5条

- 甲は、「予約が必要なサービス」に関しては、予約の方法をカタログに明記すること。
- 甲は、「予約を受け付けたサービス」について、甲の責任に於いてサービスを提供しなければならない。

(サービスの利用開始時に別途利用者からの支払いが必要な費用について)

第6条 講座・サービスの利用料金の他に、別途利用者が支払う費用がある場合、甲はカタログにて利用者に対し注意喚起すること。

(取消料)

第7条 甲が、予約を受け付けたサービスについて、サービス提供前に利用者から予約取消の要求がある場合、予約取消に関する利用者への費用請求及びそれに準ずるものについては、甲の規定とし、必ず事前に案内をすること。但し、割引金は適用しないものとする。

(利用者サービス提供事業者間の精算について)

第8条

- 利用者はサービスを利用する際、乙が定める割引申請システムから割引申請を行い、本人確認として身分証明書を甲に呈示し割引料金で支払う。ただし、オンライン等で提供する講座・サービスに係る本人確認については、甲は利用者へ身分証明書の写しを事前に郵送等で提供させ、これを確認する。なお、割引申請システムが利用できない利用者の場合、利用者は紙面による割引申請を行い、これを甲が代理登録をする。
 - 利用者が千葉市民の場合：運転免許証、健康保険証、学生証、住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)、外国人登録証など千葉市内に居住する者であることを確認できるもの。
 - 利用者が千葉市民でない場合：上記、住所を確認できる身分証に加え、社員証や学生証などの千葉市内に在勤・在学する者であることを確認できるもの。
- 甲は、予約を受け付ける際に、利用者は令和4年3月11日までにサービス利用予約と支払いを済ませる必要があることを、利用者に対し案内しなければならない。

(サービス提供事業者と事務局間の精算について)

第9条

- 甲は、割引申請システムにおいて利用者の割引申請情報を確定し、締日に乙へ送信する。なお、割引申請システムが利用できない甲については、紙面による割引申請をするものとする。
- 乙は、甲から提供された割引申請情報を速やかに確認し(偽造及び不正利用)、甲へ割引金を事前に登録した口座へ振入することとする。なお、振入手数料は乙の負担とする。
- 事務局への精算手数料は発生しない。

(サービス提供事業者都合によるサービス不履行の場合の払い戻しについて)

第10条 キャンペーン割引で購入したにも関わらず、甲に起因する理由においてサービスが利用できない事態が生じた場合で、且つ利用者が甲に対し支払いを済ませている場合、甲は利用者に対し、利用者負担金額についてサービス開始の如何に関わらず全額を払い戻さなければならない。

(不正利用)

第11条

- 甲の「千葉市習いごと応援キャンペーン」の不正利用(サービス提供事業者側での偽造、利用実績に基づかない換金請求等)が、発覚した場合は、即サービス提供事業者としての資格を剥奪するとともに、管轄の行政機関に連絡の上、相応分の金額を請求するとともに、その旨を公表することとする。
- 甲が、利用者による不正利用の情報を得たときは、速やかに乙へ連絡すること。

(苦情処理)

第12条 甲は、利用者やその他の者から苦情が寄せられた場合は、乙に通知するとともに、誠意をもって解決にあたるものとする。

(賠償責任)

第13条

- 1 本覚書履行上生じた損害に対する責任は、その帰属の明確なものはその当事者が負うものとし、不明確なものについては、甲、乙協議の上これを決定する。
- 2 カタログの記載内容の内、甲が提供するサービスに関する内容についての責任は全て甲が負うものとする。
- 3 前1項の協議を必要とする場合は、甲又は乙は事故等判明後1ヶ月以内に相手方にその申し入れを行う。
- 4 甲は、利用者が、甲に帰属する原因により損害をこうむった場合は、賠償の責に任じなければならない。

(アンケート)

第14条 甲は利用者に対し所定のアンケートを示し、回答するよう案内しなくてはならない。

(解除)

第15条

- 1 甲が、次の各号の一に該当した場合、相手方に対する催告なしに直ちに本覚書の全部又は一部を解除することができる。
この場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
 - (1) 本覚書の各条項に違反したとき。
 - (2) 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又はその他整理手続（任意整理も含む）開始の申立をなし又はなされたとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売又は強制執行等の申立を受けたとき。
 - (4) 第三者に振り出し、裏書し又は引き受けた手形又は小切手の不渡り処分、手形交換所取引停止処分又は支払停止処分を受けたとき。
 - (5) 租税公課の滞納督促を受けたとき。
 - (6) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡があったとき。
 - (7) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
 - (8) 転廃業したとき。
 - (9) 資産状態が極度に悪化し又はその虞があると合理的に認められたとき。
 - (10) 相手方又はその従業員・役員・関係者等の逮捕等により、その法令等違反行為が明らかとなったとき。
 - (11) 相手方の信用を傷つける等の不信行為があったとき。
 - (12) 「千葉市習いごと応援キャンペーン参加事業者募集要項」に記載の参加資格から逸脱したとき。
 - (13) その他本契約を維持し難いと認める事由が生じたとき。
- 2 甲が、前項各号の一に該当するときは、相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失する。

(個人情報の管理、及び取扱い)

第16条

- 1 甲は、本件業務の履行に際し利用者から開示を受け又は知り得た個人情報について厳重な管理を行わなくてはならない。また、甲は、本件業務の円滑な遂行以外の目的をもって当該個人情報を使用してはならない。
- 2 甲は、本件業務が終了又は解除されたとき、又は乙からの指示があった場合には、開示を受けた個人情報を、遅滞なく、再生不可能な形で消去するか、又は乙に返還するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めない事項又は紛議が生じた場合等については、甲・乙の双方が誠意をもって協議を行い、文書によりその結果を確認する。

(契約期限)

第18条 本覚書の有効期間は、この覚書締結日からカタログに掲載のサービスが終了するまでとする。

(不可抗力解除)

第19条 天変地異その他不可抗力に因り、甲又は乙のいずれかが本契約の債務を履行できない状態となった場合、当該当事者は、当該不履行に基づく責任を一切負わない。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有することとする。

令和3年 月 日

(甲) 所在地

名称

代表者

Ⓜ

(乙) 所在地 千葉県千葉市中央区富士見2-15-11 IMI 千葉富士見ビル4階

名称 株式会社JTB 千葉支店

代表者 支店長 藤川 誠二

Ⓜ